

# 犬の飼い主の皆さんへ



犬を飼ったら登録を忘れずに！

生後 91 日以上の子犬は、狂犬病予防法により登録及び狂犬病予防注射を受けなければなりません。

以下の手続きがLINEで申請できます。

手数料はクレジットカード、PayPay、

LINE Pay がご利用になれます。

LINE公式アカウントの登録が必要です。

## LINE 申請はこちら

LINE アプリから右のQRコードを読み取り「申請手続きを開始する」から申請してください。



登録	役場または動物病院で登録してください。登録した犬には鑑札が交付されます。 登録手数料…3,000 円
死亡	役場または動物病院で死亡届を提出してください。(鑑札・注射済票持参) この届出をしないと登録が抹消されず、狂犬病予防注射のハガキが送られていきます。
所在地所有者の変更	・町内で住所・所有者が変わった場合 役場で手続きをしてください。変更事項を申請書に記入していただきます。 ・庄内町に転入した場合 役場で手続きをしてください。(鑑札・注射済票持参) 庄内町の鑑札と無償交換できます。(鑑札を紛失した場合は有償(1,600 円)で庄内町の鑑札を交付します。) ・庄内町から転出する場合 転出先の市町村で手続きをしてください。(鑑札持参) 庄内町の鑑札と無償交換できます。(庄内町の鑑札を紛失した場合は有償です。)
注射済票の交付	交付手数料…550 円
鑑札、注射済票の再交付	役場で手続きをしてください。 再交付手数料 鑑札…1,600 円 注射済票…340 円

## 動物の飼い主には終生飼養の責任があります

平成 25 年に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正が施行され、動物の飼い主には「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされました。その動物が命を終えるまで、愛情と責任をもって飼養しましょう。

## 年 1 回予防注射を受けましょう

犬の所有者は、その犬について毎年 1 回狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。登録されている犬の所有者には、毎年 4 月上旬頃に「予防注射用のハガキ」を送付しますので、ハガキ裏面に記載されている事項に従って注射を受けるようにしてください。

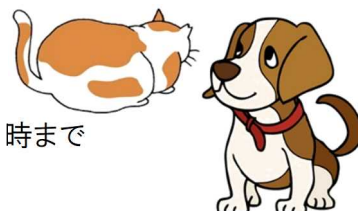
※獣医師会に登録されていない動物病院で狂犬病の予防注射をした場合は、注射済票の手続きが必要です。

## 飼うときのルール

- ・放し飼いは厳禁です。散歩中もリードを離さないでください。
- ・フンは持ち帰り、もやすごみとして処理してください。
- ・鑑札と狂犬病予防注射済票は、首輪等に着けるようにしてください。

## 迷い犬・野良犬などに関する連絡・お問い合わせは

- 庄内保健所(庄内総合支庁内) TEL 0235-66-5662
- 庄内地区動物保護管理センター TEL 92-2772  
〒998-0112 酒田市浜中字八窪 1-13 月～金曜日 午後 2 時～午後 4 時まで
- 庄内町環境衛生係 TEL 43-0248、43-0254



# 猫の飼い主の皆さんへ



ルールを守って猫を飼いましょう。

近年、猫の飼い方に関する相談が多くなっています。一部の飼い主のマナー違反で、ペット全体が嫌われてしまいます。ルールを守って猫を飼うようにしましょう。

- ・一般的に猫は、ストレスが発散できる環境（上下運動できる場所、爪とぎ等）を整えれば、室内でも充分飼うことができます。外で飼うと、飼い主の知らないうちに近隣住民へ迷惑を掛けるおそれがあります。
- ・猫は繁殖力が高い動物です。生まれてくる命に責任が持てないのであれば、避妊・去勢手術をしましょう。
- ・野良猫への餌付けはやめましょう。糞尿被害や伝染病の蔓延等、結果として不幸な猫を増やしてしまいます。餌付けをした時点で、飼い主としての責任が発生します。
- ・最期まで愛情を持って飼うことが飼い主の義務です。保健所では保護するのは、負傷した猫のみです。
- ・猫の健康と安全を守ることは、飼い主としての動物に対する責任です。周辺環境に配慮することは、社会に対する責任です。

## 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金

### 野良猫の不妊・去勢手術に支援

（予算に限りがあります。上限に達すると支給できませんので、必ず事前にご相談ください。）

#### 補助金の対象となる猫は…

町内に生息し、所有者または占有者のいない猫

#### 補助金を受けるには…

##### ①町内在住者又は町内で活動する団体

（代表者が町内在住者である団体又は町内に事業者か事業所を有する団体）

##### ②飼い主がいないことを町内在住である第三者に確認署名してもらうこと

##### ③手術前、対象猫の正面を含む全身の写真を撮ること

##### ④手術後、片方の耳をV字カットすること

##### ⑤次の事項を遵守すること

(1) 捕獲場所に戻す場合は、トイレの確保、餌の管理等により周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(2) 捕獲から手術、補助金交付決定後も含めて、対象の猫に関する問題について、一切の責任を負い、誠意をもって解決すること。

・補助金額…上限 不妊手術 14,000 円、去勢手術 7,000 円

※補助金の申請には領収書（写）が必要です。

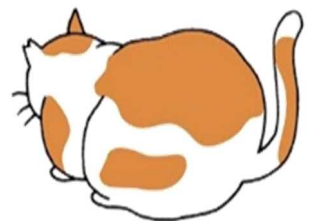
### 提出書類

#### ①庄内町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書

#### ②対象猫の正面を含む全身の写真及び手術後耳カットを実施したことがわかる写真

#### ③領収書（写）（申請者の氏名、手術を行った獣医師の氏名、手術実施日、処置の内容及び必要経費が記載されているもの）

※振込口座を確認できるもの（通帳等）をご持参ください。



# 弱った動物などがいた場合

弱っている動物がいる場合に関する連絡先は

- ・庄内保健所（庄内総合支庁内） TEL 0235-66-5662

動物が捨てられている場合に関する連絡先は

- ・庄内警察署 TEL 45-0110

道路等で動物が亡くなっている場合に関する連絡先は

- ・国道47号線 国土交通省酒田河川国道事務所 TEL 27-3331
- ・上記以外の県道・町道等 庄内町環境衛生係 TEL 43-0248、43-0254

※町では動物の保護はできないため、関連先へ連絡をお願いします。

# 害虫・有害鳥獣駆除

身の回りの害虫・有害鳥獣駆除に関する連絡先は

- ・害虫・有害鳥獣駆除 専門業者にご相談ください。（タウンページをご覧ください）  
（参考：庄内町に営業所がある事業所 有限会社サプラス TEL92-2400）
- ・鳥獣による被害 庄内町環境衛生係 TEL 43-0248、43-0254



## 箱わなの貸出しについて

庄内町鳥獣被害防止対策協議会では、鳥獣による生活被害及び環境被害防止のため、ハクビシン用箱わな（捕獲のための器具）の貸出しを行っています。箱わなの台数には限りがありますので、借り受けをお考えの場合は、事前にご相談ください。なお、一部の鳥獣を除いて、鳥獣の捕獲には庄内町・山形県の許可が必要になります。

箱わなの貸出し・捕獲に係る注意事項

- ・ハクビシン以外の鳥獣の捕獲に使用することはできません。
- ・狩猟免許が必要となる場合があります。（自宅の建物内や敷地内で捕獲をする場合は不要です。）
- ・捕獲した個体を別の場所へ放獣しないでください。捕獲した個体の処分は、借受者が責任を持って行ってください。

お問い合わせ先

- ・捕獲許可について 庄内町環境衛生係 TEL 43-0248、43-0254
- ・箱わなの貸出しについて 庄内町鳥獣被害防止対策協議会（庄内町環境衛生係） TEL 43-0248、43-0254